

経営企画委員会会議録

I 日 時 令和8年3月19日(木)

午前9時59分開会

午後0時40分閉会

II 場 所 大会議室

III 出席委員

委員 長	八嶋 浩久
副委員 長	種部 恭子
委 員	瀧田 孝吉
〃	谷村 一成
〃	澤崎 豊
〃	山崎 宗良
〃	井加田 まり
〃	山本 徹

IV 出席説明者

知事政策局

知事政策局長 川津 鉄三

知事政策局次長・広域連携推進監

塗師 木太一

参事(企画室総合計画課長)

初田 正樹

総合政策課長 浜元 孝之

広報課長 中川 千映

政策推進室長・ブランディング推進課長

前山 巖

政策推進室カーボンニュートラル推進課長

長守 文雄

政策推進室ジェンダーギャップ対策課長

野村 美和

企画室長・成長戦略課長

横山 正行

企画室人口未来課長

荒谷 宏行

企画室ウェルビーイング推進課長

佐渡 洋伸

危機管理局

危機管理局長 中林 昇

危機管理局次長・危機管理課長

大西 哲憲

防災課長 山口 康志

防災課課長（復興・災害対策担当）

小川 裕希

消防課長 野田 安宏

経営管理部

経営管理部次長 矢野 康彦

経営管理部次長 掃本 之博

参事（財政課長） 牧山 貴英

人事企画室長・人事課長

開発 清史

人事企画室行政運営課長

清水 了真

人事企画室人材戦略課長

廣瀬 智範

秘書課長 齊木 弘子

法務文書課長・法務文書課課長（政策法務担当）

北市 智大

統計調査課長 尾田 和代

学術振興課長 水上 優

財産管理室長・管財課長
吉井 英宏
財産管理室民間活力導入・財産活用課長
武脇 仁
税務課長
長嶋 賢治
出納局
会計管理者
波能 映子
監査委員事務局
監査委員事務局長
水落 仁
人事委員会事務局
人事委員会事務局長
坂林 根則

V 会議に付した事件

- 1 経営企画行政当面の諸問題について
- 2 陳情・請願の審査
- 3 2月定例会付託案件の審査
- 4 閉会中継続審査事件の申し出について
- 5 行政視察について

VI 議事の経過概要

1 経営企画行政当面の諸問題について

(1) 説明事項

掃本経営管理部次長

- ・2月定例会追加付議案件（総括）について

川津知事政策局長

- ・2月定例会付議予定案件について

中林危機管理局長

- ・2月定例会付議予定案件について

掃本経営管理部次長

- ・2月定例会追加付議案件について

(2) 報告事項

資料配付のみ

学術振興課

- ・富山県立大学情報工学研究棟の竣工について

(3) 質疑・応答

瀧田委員

- ・広報等における動画活用について
- ・私立高校入試のウェブ出願のあり方について

谷村委員

- ・人口減少時代における県・市町村行政の現状認識について
- ・県と市町村の連携のあり方について

澤崎委員

- ・個人の避難行動について
- ・スナックと連携した新たな「すし体験」ツアーについて

井加田委員

- ・災害時の避難所のあり方や備蓄体制について

種部委員

- ・県政世論調査について

山本委員

- ・職員エンゲージメント調査について
- ・デジタルノマドの受入れについて
- ・総務費の増について
- ・公用施設総合管理基金について
- ・県庁周辺エリアマネジメント推進事業について
- ・退職を迎えての心境について

八嶋委員長 それでは、報告事項等に関する質疑及び所管行政一般についての質問に入ります。

瀧田委員 それでは、早速質問に入らせていただきたいと思います。本日は大項目2つを用意させていただいております。

す。

最初に、先日の予算特別委員会でも、ウェルビーイングのことについて質問させていただきました。そのとき、知事からは今年度の取組を主に説明いただいたんですが、ウェルビーイング・チェック・ゲームやウェルビチャレンジなどで普及啓発に取り組んでいて、今後も多角的な取組で意識を高めるだけでなく、県民の行動変容へとつなげていきたいという内容の答弁をいただいたところです。

このウェルビーイングの浸透に、これまでもいろいろな取組んでおられて、一時、ウェルビダンスというのを全庁挙げて、職員の方も含めていろいろな方が踊っているショート動画を目にしていたと記憶しています。

そのウェルビダンス動画を活用してウェルビーイングについてさらに浸透を図ることが有効かなと思っています。

そこでなんです、以前よく見たウェルビダンス、その後、どのような扱いになっているのかも含めてなんです、今後の関連動画の活用について、佐渡ウェルビーイング推進課長にお伺いいたします。

佐渡ウェルビーイング推進課長 ウェルビーイングの概念を県民の方々に直感的に理解していただくためには、SNSによる拡散効果も期待される動画を活用して、人々の動きや表情などと併せて伝えることが効果的であると考えております。

こうした中、県では、令和6年2月にウェルビーイングを曲とダンスでPRするウェルビダンスを制作しまして、子供、若者をはじめ、スポーツ選手、企業の方など、様々な県民の方に踊っていただく県民参加型の動画を発信したところ、これまで約2万件のアクセスをいただくなど、大変好評でありました。

また、今年度につきましても、県内のレクリエーション

団体の広報紙で紹介いただくとともに、商業施設のイベントで動画を配信して参加者に踊っていただいたほか、子供向けダンス教室でレッスンに取り入れていただくケースがあるなど、官民連携によるウェルビダンス動画を活用した取組が広がっているところでもあります。

さらに、ウェルビダンスのほかにも、県としては、自分の幸せの状態を確認できるウェルビーイング・チェックを体験した様子を紹介する動画ですとか、「DIVE!とやま」によるロゲイニングの体験動画など、ウェルビーイングを実感できる様々な取組を映像で発信しているところでもあります。

今後、こうした動画をイベントやSNS等で発信するなど、効果的に活用しながら、若者をはじめ、より多くの県民に親しみを持ってウェルビーイングを認知、実感していただけるように取り組んでまいりたいと考えております。

瀧田委員 よく分かりました。視覚で訴える、特に子供には浸透しやすいのではないかと考えています。

私の地元の射水市でも、実はイミズムズムズ体操というのがありまして、たまにイベントで踊られています。私は踊れないのですが、子供たちは何かにこにこしながら、ちょっと恥ずかしそうにやったりもしていて、ムズムズ君というのはそれで浸透するんだらうと思っていますし、ウェルビーイングに関しても、そういったところで子供に小さいうちから浸透するのは、そのまま大きくなるにつれてやはり行動変容につながると思っていますので、どうぞよろしくお願いします。

引き続き質問します。

今、課長からもちらっとありましたが、「DIVE!とやま」について、次はお伺いしたいと思っています。

これについて先日の予算特別委員会で尾山委員からも、

図らずもちよっと取り上げられて、若手職員が中心になって企画、構成、運営されていて、非常に面白い内容で、とても期待しているのだとおっしゃっておられました。私自身も、以前からこの「DIVE!とやま」についてはとても関心を持って視聴させていただいています。

そこで、これ、今後さらにどのように展開していくのかなということも含めて、これまでの反響や手応え、さらに今後の展開について、中川広報課長にお伺いしたいと思います。

中川 広報課長 広報における動画活用についての御質問にお答えいたします。

まず最初に、委員におかれましては、以前から「DIVE!とやま」を見てくださっていたということで、ありがとうございます。感謝申し上げます。

YouTubeチャンネル「DIVE!とやま」は、今ほど説明もございましたが、広報課若手職員を中心とするメンバーが、若年層を主なターゲットとして、例えば県職員の仕事に一日密着した動画や、県の取組を様々な切り口で取り上げる動画など、県庁や県政に親しみや関心を持っていただけるよう、職員が若者視点で動画を企画し、制作、配信しているものです。

令和6年10月にチャンネルを開設し、およそ1年半となります。これまでに80本の動画を配信したところ、多いもので20万回以上再生された動画もあるなど、反響が広がってきていると感じております。動画を見た方からは、「このような仕事があるなんて知らなかった」、「勉強になる」、「富山県の魅力が伝わった」というコメントをいただくなど、動画の視聴者の県政や県への理解、関心が深まっているという手応えは感じております。

ただ、一方で、さらなる効果的な情報発信に向けては、

チャンネルの認知度の向上、関心を持って継続して視聴いただける魅力ある動画づくりが必要と考えております。

そこで、新年度も職員向けの動画制作研修を行い、効果的な伝え方などの情報発信のスキルの向上を図るとともに、広報課だけではなくて、庁内各所属の職員自らが動画の制作、配信ができるよう支援することで、「DIVE!とやま」の配信コンテンツの充実を図っていくこととしております。

今後とも、「DIVE!とやま」などを通じて、多くの方に県の魅力や県政情報が分かりやすく伝わるよう、効果的な情報発信に取り組んでまいりたいと考えています。

瀧田委員 よく分かりました。おっしゃったとおりだと思います。

私が特に注目しているのは、県内のインフルエンサーや官公庁などとのコラボ、オマージュして出演していただいて展開している内容は非常に面白いと思っています。また、県内の市町村もそれぞれ公式チャンネルを持っていますし、公式チャンネルと今後はコラボをしていけば、また内容が充実し、今おっしゃったような魅力が増し、継続して視聴いただける、そんなシリーズ的なものも展開できるのかなと思っています、本当に可能性が膨らんでいくなと思っています。

また射水市の話で大変恐縮なんですけど、射水市には、いみず雫というVチューバーがいますので、ぜひ彼女ともコラボしていただけたらと思っています。

いずれにしても、「DIVE!とやま」のこれからの発展に期待し、楽しみにしている一人ですので、今後どうぞよろしくお願いいたします。

引き続き質問します。次は、私立高校の入試に係るウェブ出願のことについて伺いをいたします。

県立高校もそうですが、最近では、出願に対してウェブ出

願というものが主流になってきています。実力以外のところで生徒の進路に予想外の影響が出ないようにということで、教職員の方々、特に担任の先生方は大変神経をとがらせ、ナーバスに、神経質になっているという現状があると中学校の先生方からは聞いています。

中には、自分で出願しなければいけないということで、なかなかインターネットに不得手な保護者の方もいらっしゃるって、いろんなどころできめ細かく対応したい先生方においては、もどかしさを感じている状況もあると伺っています。

そこで、ウェブ出願について、システムの入力手続上、受験生や保護者が果たす役割が大きいというのは重々分かっていますが、中学校現場教員が生徒、保護者に対して随時の関わりや、さらなるフォローが可能となるような何らかの手だてができないものかということで、水上学術振興課長にお伺いいたします。

水上学術振興課長 県内の全日制私立高校になりますが、こちらでは、令和4年度から10校全てが参加するインターネット出願システムを採用しておりまして、推薦及び一般入試の出願受付を行っております。

出願に際して、各私立高校では、事前に受験生と、その保護者向け、中学校の教員向けの手引を配布しまして、スケジュールや手続の流れ、出願情報の入力方法などの周知を図るとともに、システム操作について24時間受付可能なサポートセンターを設けるなどしているところです。

今ほどお話のありました、出願への中学校の関与、中学校教員の方の関与ですけれども、県立高校では令和6年度から採用しているインターネット出願システムがありますが、志願者が出願に必要な情報を入力した後、中学校においてシステム上で入力内容を確認した上で承認するという

手続が取られております。一方、私立高校の場合は、中学校が出願前に生徒の志望校を確認するという手続、生徒が入力した内容を確認するという、そういう段階ごとの関与はあるものの、最終的には志願者自身が出願システム上で申込み手続を完了させるという仕様になっております。

今ほどの私立高校の出願システムですけれども、中学校において、志願者の出願手続の状況や入力内容を中学校側で随時確認できるようにはなっておりますが、ウェブでの出願が難しい家庭への従来方式での出願受付等も含めまして、出願手続に対する受験生や、その保護者の不安が解消されるように、県としても各私立高校に丁寧な対応を働きかけてまいりたいと考えております。

瀧田委員 よく分かりました。特に最近の私立人気を考えると、出願の手続に対しても、十分分かりやすいシステムなんでしょうが、特に学校側、先生側、15歳の少年少女に対して、とにかく間違いないようにということで、かなり神経を遣っておられるという現場の話があるそうです。そういったことについても、これからもいろいろ対応していただければなと思っています。

谷村委員 私からは、行政サービスの在り方について質問したいと思います。

行政サービスの在り方について、昨日、総括質問の中で針山議員も取り上げられていましたが、ここでも質問させていただきます。

本年度から、未来へつなぐ行政サービスのあり方検討会が設置されております。人口減少社会への適応を前提に、2035年、さらにはその先を見据えた行政サービスの在り方について議論を進めておられます。検討会では、限られた人的・財政的資源の中で、県全体を俯瞰しながら、ソフト、ハード両面で効率的、効果的な行政運営を行う必要性など

が指摘されておられます。

今後、さらなる人口減少が見込まれる中、自治体職員数の減少や専門人材の確保の困難化、さらには公共施設やインフラの維持管理コストの増大など、行政運営を取り巻く環境は一層厳しさを増していくものと考えられます。

こうした中で、従来のように、県は広域行政、市町村は基礎自治体として住民サービスを担うという役割分担のまま、将来にわたり持続可能な行政サービスを維持できるかについては、十分な検証が必要であり、とりわけ専門職人材の確保や、災害対応、福祉、医療など高度化する行政分野においては、県と市町村の役割の在り方そのものを見直す必要性も出てきているのではと感じております。

検討会では未来志向で丁寧に議論を重ねられ、中間取りまとめも公表されていますが、人口減少時代における県と市町村の役割や在り方について、現時点で県としてどのような課題認識を持っておられるのか、清水行政運営課長にお伺いいたします。

清水行政運営課長 県や市町村では、これまでもDXや働き方改革の推進、またデジタル技術の活用や事務事業の見直しなどに自ら取り組んできたところでありますし、また、市町村単独で対応が困難な事務などにつきましても、市町村区域を超えて広域的な連携を図られたり、それに対して県が支援したり、「ワンチームとやま」連携推進本部会議がございませうけれども、そこを通して、市町村が共通して抱える課題——県と共通する課題を含めてですが、そういうものに対して連携して取り組んできたところでございます。

委員がおっしゃいましたとおり、そういう取組をしてきた中でも、人口減少が急速に進んでいるところでありますし、少子高齢化に伴いまして人口構造が大きく変化する、

それは、生産年齢人口が減少し、行政サービスの担い手、特におっしゃった技術職員や専門職員の確保が困難になってきており、その状況は、将来、さらに深刻化するということも見込まれているところでございます。

これも御発言がありましたけれども、公共施設やインフラ施設の老朽化対策というものも喫緊の課題になっておりますし、AI、デジタル技術なども進展してきておりまして、社会経済情勢が大きく変化する中で、県だけではなく市町村においても、我々行政が対応を迫られる課題や住民のニーズは、多様化、複雑化していると認識しております。

このような課題意識の下、先ほどおっしゃったように、県で5月に、未来へつなぐ行政サービスのあり方検討会を設置して議論を重ねてきたところでございます。検討会では、県、市町村といった行政組織の枠組みにとらわれなくて、建物やインフラ、人材なども、県と市町村で共有できるところは共用すべきですか、サービスの利用者の目線で考えたときに、県全体として最適化されたものを目指すべきというような御意見をいただいたところです。

先ほど述べましたような課題や変化に適応しつつ、人的・財政的資源に限られる中で、持続可能な行政サービスを県民に対してどのように提供していくのかというのが、県や市町村を含めた喫緊の課題であると改めて認識したところでございます。これまでの県と市町村の役割分担や在り方など、既存の枠組みというものはありますけれども、それにとらわれなくて、時代に合った柔軟な行政運営が求められているのではないかと考えているところでございます。

谷村委員 詳しく説明していただきましてありがとうございます。

そのとおりで、枠組みにとらわれないとおっしゃいまし

たが、確かにそれが大変重要だと私も感じているところでございます。

県民にしてみたら、市、県、国のどこが主体であろうと、受ける側にしてみたら、しっかりとサービスができているということが大前提だと思いますので、そういった意味では今後の取組が非常に重要だと感じております。

それで、将来にわたり持続可能な行政サービスを維持していくためには、県と市町村の連携や事務の共同化、さらには県による補完・支援機能の強化などについて、これまで以上に踏み込んだ検討が必要であり、場合によっては役割分担の再設計にも踏み込んでいくべき段階に来ているのではないかと考えております。

また、連携を進めるに当たっては、単なる効率化にとどまらず、県民サービスの質をいかに維持向上させていくかという視点も極めて重要であると考えますが、県として今後どのように取り組んでいくお考えなのか、清水行政運営課長にお伺いいたします。

清水行政運営課長 今ほども申し上げましたが、人的・財政的資源が限られる中でも、多様化、複雑化する県民ニーズに的確に対応しまして、将来にわたり行政サービスを持続可能なものとしていくためには、県や市町村といった行政組織の枠組みにとらわれなくて、時代に合わせて柔軟に考えていくことが重要だと認識しております。

そのため、先ほども申し上げたあり方検討会におきましても、市長会長であります藤井富山市長や町村会長の舟橋立山町長にも委員に就任いただきまして御意見を賜っておりますほか、検討会の状況は「ワンチームとやま」連携推進本部会議でも報告しまして、情報も共有させていただいているところであります。

検討会においては、先ほど先生がおっしゃったようにい

ろいろな御意見が出ております。それを中間取りまとめの素案という形で、第4回の、2月に行った検討会でも報告させていただいております。県では、検討会で御議論いただいた大きな方向性を踏まえまして、新年度はできることから取組を進めていきたいと考えております。

具体的には、業務内容で、県と市町村とで共通する部分が多いと思われる、県道と市道の道路の維持管理業務を一体的、効率的に行う、いわゆる群マネを魚津市で試行するというのが一つ。また、市において農業職の職員の方がないということ踏まえまして、県の農業職の職員が、市町村の職員さんと農業の普及指導に関して協働する——一緒に働き一緒に指導し、地域計画のブラッシュアップをするといった取組を氷見市で試行するすとか、農業土木の技術職員が地震で被災したところに対して、災害時に相互に応援する体制を平時からつくるという取組を、全市町村と連携してやっていきたいと思っております。加えまして、人材確保が大変難しい中で、公務人材をしっかりと確保しようということで、県、市町村合同で採用説明会を開催する取組もやります。また、先ほど言われた、専門的な人材を確保するのはなかなか難しいという話もございましたが、デジタル人材を県で確保して市町村に巡回配置するようなこともやり、市町村のDXの取組も後押し、支援してまいりたいと考えております。

県としましては、既存の制度による県、市町村の連携にとどまらないで、今ほど申し上げたようなモデル的な取組を実施し、また、その成果をほかの分野や他の市町村に広げるといったことを、市町村の御意向もよくお聞きしながら、地域の実情に合わせて柔軟に進めていきたいと思っております。

また、このような課題意識というのは全国共通するもの

だと思えます。国でも、地方制度調査会で、国、都道府県、市町村の役割分担の議論を開始されております。そういった動きも注視しながら、人口減少の中でもウェルビーイングな富山県であり続けるために、県、市町村の区分なく、民間も含めましてオール富山の視点で、また、県民目線で、未来志向で、今後もしっかり議論を深めてまいりたいと思っております。

谷村委員 よく分かりました。ぜひ引き続き、できるところからオール富山で取り組んでいただければと思います。

澤崎委員 今日はたくさん質問があるので、早速質問に入りたいと思えます。

災害関連、特に能登半島地震からの復旧・復興であったり、あるいは減災・防災対策であったり、地域の防災力の向上であったり、本議会または予算特別委員会でたくさんの質問がされておりました。特に、種部副委員長が質問された医療的ケア児の災害対応については、親戚に医療的ケア児がいるものですから、本当に大事なことだと。これ、一人一人の命が即関係してくる課題であったので、とても興味深く聞かせていただいております。

また、今日も井加田委員から、避難所の在り方であるとか備蓄体制について質問があるということで、山口課長と中林局長におかれては、大変忙しいかと思えますけれども、よろしくお願ひしたいと思えます。

特に本議会の中で岡崎議員の質問を、私はもうちょっと掘り下げたいな思っております。個人の避難行動についてどんなものかと、どのように分析されているのかと。県民がどのように避難行動を起こすのか等について、どのように考えておられるのか、山口防災課長にお聞きいたします。

山口防災課長 県で今年度、県、市町村、関係機関の実務担当者をメンバーといたしました、避難行動のあり方検討P

Tを設置いたしまして、これまで3回開催しております。

このPTでは、最初に能登半島地震の災害対応検証で報告されました、車での避難による渋滞の発生、津波浸水想定区域外の住民の避難、食料品、非常持出し袋などを持たずに、いわゆる手ぶらで避難したといった避難行動の課題を振り返ったところでございます。

こうした課題への対応のため、適切な避難行動を促す、例えばハザードマップなどの防災情報の周知の工夫など、実務担当者レベルでグループワークをしながら検討しております。

このグループワークの検討の中で、委員御指摘のとおり、いかに地域住民の方々が防災を自分事として、実際に避難行動をイメージして平素からの備えを進められるのか、それがグループワークでの常に論点となっておるところでございます。

県では御意見も聞きながら、今年度は自主防災組織の資機材整備や地区防災計画の策定、訓練への支援、県総合防災訓練で実際に携帯トイレを使用するといった体験型展示を充実しております。また、防災士の養成・育成の強化を図りまして、地域の防災活動も後押ししております。

あと、新しい試みですけれども、能登半島地震のアーカイブ映像を作成していただきまして、また自助、共助の具体的な取組を分かりやすくお伝えする映像の作成も進めております。4月にリニューアルする四季防災館等で放映したいと考えております。

今後とも、日常生活の中で防災の視点を取り入れ、平素からの備えを進めていただけるよう、市町村をはじめ、関係機関の方々と意見交換しながら取組を進めていきたいと思っております。

澤崎委員 理念的なことはおっしゃるとおりだと思っております

ます。

春の避難訓練をそれぞれの市町村で実施しておられ、今週は周期の防災訓練がありますけれども、春、秋に、自主防災会を含めて避難訓練されているのですけれども、そのときの私自身の感触としては、参加者は、訓練のための訓練、イベントになっておって、これではいけないと思っておりました。

御存じだと思いますけれども、富山県防災士会の事業部長と、いろいろと意見交換をいつもしているのですが、ここで問題なのが、避難訓練で、避難所に移動するとき参加者の方が食料を持っていない、あるいは水を持っていないと。毎年のように繰り返されていると。防災士会からは、口を酸っぱく周知徹底をしようとしているのだけれども、どうも住民には伝わっていないというのが現状だなと思っております。

そこで提案でありますけれども、県庁職員の方も3,000名以上おるわけでありますので、ぜひ避難訓練の際には率先垂範として、食料、あるいは水、リュックサックを手荷物にして参加すると。当然、市町村との会議やワントームの会議があるわけで、そのときは市、町、村の職員も参加してくるのですから、避難訓練には必ず持っていくくせをつけて欲しいということを伝える。

そういった、いわゆる災害用食料についても、ローリングストックで常に入れ替えていくのも、日頃からの備えの一つなのだろうと思っております。

山口課長、どうですか。あなたは今まで避難訓練のときに、食料、水、持って行っていらっしゃいましたでしょうか。お聞きします。僕は、持って行っていなかったです。いかがですか。

山口防災課長 私は今年度、防災士の養成研修に、危機管理

局職員が結構多数受けまして、そういったところで、いろいろ防災士の諸先輩方からお話を伺いました。そういったことを踏まえまして、今後の県として取り組むこと、個人として取り組むことについても、しっかりとやっていきたいと思っております。

私の家庭では、ローリングストックを水でやっておりますし、寝袋も購入いたしました。早速防災士の研修を受けて、行動を起こすようになりました。そういったことで、数多くの方々に防災士の資格を取っていただき、県庁の方、市町村の方、民間の方々に研修などでそういう機運が盛り上がっていけばよいと考えております。

澤崎委員 さすが山口課長、防災課長であります。

ただ、防災士も、量を増やすというより、質の向上も大切でしょうし、まずやれるところからしっかり県民を挙げてやっていくということが大事なのだろうと思っております。

携帯用トイレも、展示はされておるけれども、これ、使ったことがないと……。種部副委員長も排せつの備蓄品の質問をされていたと思えますけれども、これ、使ってみないことには駄目なわけでありまして、防災の日でも、どこかでそういう推奨を進められたらいいと思えますけれども、携帯用トイレ、それから食料品の持参等について、もう一度お聞きいたします。

山口防災課長 食料品の持参などにつきましても、今年度、映像を作る中で、皆さん、能登半島地震のときに、いろいろ反省点があったと思っております。それを思い起こすような映像にしておりまして、例えば、避難所には必ず食料や水は用意されているとは限らないので、必要なものは持っていこうといったアニメーションを入れて、子供さんを含め、御家族で見られるような工夫をしております。

澤崎委員 今年の総合防災訓練、あるいは市町村の避難訓練の際に、どれぐらい持っていらっしゃるのか、また確認をしたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。防災士会からのお願いでありました。

続いて、本会議では、「寿司といえば、富山」ということも大変多く質問がありました。そこでお聞きしたいと思います。このたび、スナックと連携した新たなすし体験ツアーというのを企画されているというテレビでの報道を、見ておりました。スナックと連携した新たなすし体験ツアーは一体いかなるものか、あるいは実施期間、今後の展開等についての見解を、前山ブランディング推進課長にお聞きします。

前山ブランディング推進課長 本県の観光客の約7割は日帰り客になっておりまして、宿泊の促進と滞在時間の延長というものが、観光の消費額の拡大という意味で課題となっております。

こうした中、「寿司といえば、富山」の認知度向上を目指すとともに、夕方から朝方にかけての滞在を楽しんでいただけるよう、すし体験ナイトタイムツアーを造成することとしたところです。

具体的には、委員御紹介のスナックと連携したすし体験ツアーに加えまして、ホタルイカの発光や競りの見学、朝食を楽しむ体験ツアーというものを造成したところでございます。このうち、スナックと連携したツアーにつきましては、「富山の夜は寿司でやる!？」というものをキャッチフレーズといたしまして、スナックが初めての女性にも安心して参加いただけるよう、地元のガイドが案内した上で、1軒目は貸切りのお店で夕食のすしをつまみに会話を楽しんでもらう、2軒目は地元の方も集うお店で、かまぼこやますずしなど、すしをイメージしたおつまみを味わ

いながら富山の夜を楽しんでいただく内容としております。

今月16日には、本ツアーの販売開始に先立ちまして、県内への宿泊促進につなげるため、宿泊事業者を対象といたしましたモニターツアーを開催しましたところ、5つの事業者の方、合計7名の方々に御参加いただきました。現在、参加いただいた宿泊施設等の方々と連携いたしまして、宿泊とツアーを組み合わせたプランの販売に向けて調整を進めております。今後、参加者の反響なども踏まえまして、継続的な実施に向けて検討してまいりたいと考えております。

このように、すしをテーマにした新たな観光体験というものを通じまして、多くの方にすし県富山を訪れ、その魅力を感じていただけるよう、関係者と一丸となって取り組んでまいりたいと考えております。

澤崎委員 昨年の11月には、魚津水族館でネタライブをやって、これ、大好評でありまして、また企画していただければ大変うれしいなど。僕はいっぱいに入れませんでした。

ということでもありますけれども、今のナイトツアーについて、もうちょっと掘り下げてお聞きしたいと思います。今回、参加されるスナックは、何店舗あって、どの地域のどういう店舗なのか。まだ試行的なものだと思いますので、そのあたりの制度をちょっと教えていただければありがたいと思います。

前山ブランディング推進課長 今のところ6店舗、具体的には富山市内の繁華街、桜木町等のスナック6店舗で参加いただきまして、まずは開始しております。

今後は、富山県社交飲食生活衛生同業組合からもお問合せいただいておりますので、そういったところの御意見等をお聞きしながら、民間事業者の方ともしっかり連携しながら、こういったツアーをしっかりとできるように取り組ん

でまいりたいと考えております。

澤崎委員 今、ちょうど私も山本委員もメンバーである社交組合の話が出ました。生活衛生同業組合のメンバーで、僕は社交組合の砺波理事長とお話をしたり、あるいは梶川さんという飲食業生活衛生同業組合の方ともお話をして、従前のすし店の協力店のときは、梶川さんに事前に御相談があったと聞いておりました、大変ありがたい話だったと。

でも、今回のこの企画については、社交組合さんにもお話がなくて、「どういう基準で、その6店舗を選ばれたのですか」と僕は逆に聞いたら、「いや、分からん」という話だったものですから、スナックといっても深夜営業のものもあるでしょうし、風俗営業の許可を取っているところもあるだろうし、いろんな、またたくさん、一口にスナックの定義はありますけれども、どういうスナックなのかというところがよく分からなくて……。どういう基準で選ばれたんですか。

前山ブランディング推進課長 このスナックにつきましては、まずは参加される方が安心して取り組めるように、風俗営業法の法律というものをしっかり基準として守っていただけるスナックのお店ということで募集をいたしまして、集まっていたいたところなんですけれども、その組合みたいなところというものも、私は把握できていないところがございまして、たまたま先日、先ほど申しました富山県社交飲食業生活衛生同業組合からお問合せいただいたところでありまして、本日午後ぐらいにでも、お話をお聞きしながら、こういった制度なんですということも御説明いたしまして、ぜひ御参加いただけるようでしたら、制度も説明いたしまして、しっかり連携して取り組んでまいりたいと考えております。

澤崎委員 桜木町、高岡でいうと桐木町、そして魚津でいえ

ば柿の木割りでありますので、今後横展開を図る上では、その辺でも、しっかりと店舗に周知できる取組をお願いしたいと思っております。

井加田委員 前振りしていただいた質問に入る前に、先ほど説明ございました2月補正予算案の概要について伺います。事業費の変動に伴う予算調整中で、いわゆる中小企業制度融資の減額、国直轄事業負担金、一般公共事業費の減額という項目がございまして、いずれも、79億円と91億円の減額、例えば一般公共事業費の減額については87億円の金額が記載してあるんですけれども、この会計上の処理は、私の認識が間違っていたら教えていただきたいのですけれども、これは国庫に返納する額という意味合いなののでしょうか。何かほかに用途を踏まえて使えるお金なのか、その辺、確認したいのですけれども。掃本次長さんに、お願いしたいんですけれども。

掃本経営管理部次長 今ほどの御質問の、減額の91億円は予算上立てておりましたが、内示が来なかったために、予算額を減額するというところで、実支出額に変更があるわけではございません。

井加田委員 その860億円の金額は。

掃本経営管理部次長 860億円は実際に予算として立てていて、このとおり内示と支出の予定があるものでして、この91億円を減額した後の最終の予算額ということになります。

井加田委員 分かりました。減額分は支出を伴わないと。

それでは質問ですけれども、先ほど澤崎委員がおっしゃったように、災害時の避難所の在り方や、避難訓練の話がされました。地元での避難訓練のときに防災士さん等が目立った活躍をされているといっても、避難所に全部そろっているわけではないので、しっかり当面、自分でしのげるようなものを、備蓄や準備をしておいてくださいというの

が今の趨勢だと思っています。

避難所というのは、余裕のある方というよりも、本当に命からがら逃げてきた方たちが、取るものも取りあえず逃げてきたということもあるわけで、そういったことに備えた準備というのでも、少し備えておく必要があるという、そういうものではないかなと私は思っています。昨年、国避難所指針に基づいてTKBS導入というのがありまして、避難所の改善、備蓄体制の強化ということで、ちょっと見てみましたら、去年の3月時点で、寝具類、防水シート、マスク、非接触型体温計、非常食料——いわゆる乾パンとかアルファ米、レトルト食品、その中にもいろいろ避難所ごとに、多分もう少し準備されていると思うのですけれども、今、県全体で見ると、県の備蓄倉庫と、広域市町村ごとに、ここには県の厚生センター、小学校の空き教室ということが記載されておりまして、県内20か所に分散備蓄をされているという状態です。

いろいろTKBSに備えた、少し備蓄の強化について必要ではないかということ去年申し上げた経過がありまして、見ていました。今年度、避難所を中心とした避難生活のあり方検討プロジェクトチーム——PTで、県で、どのようなメンバーでどのように運営されているのかということとをまずお聞きして、現在の検討状況はどのようなものなのかということとを、ちょっと確認をしたいと思っておりますので、山口防災課長、お願いします。

山口防災課長 令和6年能登半島地震の災害対応検証結果を踏まえまして、昨年8月には、庁内関係各課——防災課をはじめ河川課、厚生企画課、県民生活課、デジタル化推進室、県警察本部、あとは市町村防災主管課、福祉の主管課に加えまして、県防災士会、社会福祉協議会などの関係機関の実務担当者をメンバーといたしております。専門家3

名を交えまして、避難所を中心とした避難生活のあり方検討プロジェクトチームを設置したところでございます。

このプロジェクトチームでは、これまで3回開催いたしましたして、福島県いわき市の担当者から、東日本大震災の際の避難の状況、また避難所運営訓練などの先行事例を御紹介いただきました。また、グループワーク形式で議論を行いまして、避難所への備蓄物資の搬入、外部からの受入れ体制、避難所のトイレ対策、避難所のレイアウト、空間配置、そういったことなどの各市町村の現状、課題を共有いたしました。その上で、地域住民による主体的な避難所運営の仕組みづくりについて検討を進めております。

今年度は、このPTの場などでいただいた御意見を踏まえまして、例えば新年度の予算案には、県が直接地域住民の避難場所を提供する民間事業者への資機材整備の取組への支援とか、TKBS資機材整備に関しまして、市町村と県とで重複しないように購入ということで、県では水循環型シャワーの購入経費を計上させていただきました。

新年度も、このPTは継続することとしておりまして、引き続き市町村と連携いたしまして、避難所の生活環境の改善に努めてまいりたいと考えております。

井加田委員 いろいろ整理するべきこと、あるいは啓蒙すべき点など、いろいろ検討もあると思うのですがけれども、まず昨年度、国の交付金を活用して新たに購入されています、特にTKBS資機材。先ほど県内20か所の備蓄——県の備蓄倉庫と広域市町村による保管場所ということになっていますけれども、この令和7年度の購入一覧表をちょっと見せていただいたら、中にトイレカーが1台、それから自動ラップ式トイレが50基、トイレ型の小型テントも50基、いわゆる炊き出し仕様の機材が8セット、調理用テントが8基とか、可動式の流し台も8基、段ボールベッドが200、

簡易ベッド200、段ボールパーテーション、それぞれ水循環シャワーも4台ということで、いわゆるTKBSが非常に強化されているということがわかる。どれくらい、これを全部合わせて、どこにどのように保管されたのか。それとも、これから検討するのか、20か所の保管場所に備蓄されることになるのか、県内の保管場所にどう備蓄していかれるのかということをお伺いしたいと思います。

山口防災課長 委員から御紹介がありましたとおり、今年度は、断水時も活用できる水循環型シャワー、温かい食事を提供する炊き出し用資機材、このほか、段ボールベッド、高機能な簡易トイレ、パーテーション型テントなど、TKBSの資機材の整備を進めております。また、クラウドファンディングを実施いたしまして、トイレトラックも導入することとしております。

今年度、新たに購入したこれらのTKBS資機材の保管については、広域消防防災センターの地区に一括保管するということではございませんで、各市町村の御意見を伺いながら、特定の地域に偏りなく、交通アクセスの面からもバランスを見まして、市町村の指定避難所等に分散配置するとしており、発災直後から迅速に活用できる体制の構築を図ることとしております。

ほかに、必要なスペースにつきましては、市町村に無償貸付けということで御協力いただいております。市町村の方々には、地域の自主防災組織が実施する訓練等で、県のTKBSの資機材を実際に組み立てたり、使用、展示いただくことも考えております。

こうしたことで、平素からの地域や家庭での備えの重要性に関する普及啓発にも役立てていきたいと考えております。

井加田委員 現場での避難訓練で活用した中で、分散配置と

いう結論になったのだと思います。

あわせて、今回2月補正で、避難所生活環境改善事業で1億2,000万円計上されていまして、1つは災害対応車両導入——民間事業者が導入することへの上限1,000万円での支援及び水循環型シャワー6台の整備が計上されています。これは補正ですので、来年度以降に順次導入が進められていくと思うのですが、この支援対象となる災害対応車両というのは、具体的に言えばどんな機能を有していて、また、どういう事業者を導入を想定して支援されるのか、また、これは災害対応車両ですから、運搬のために現地へ赴く車両だと思うのですが、災害時にはどのような指示系統で動くことになるのかということの、検討状況を少し教えてください。

山口防災課長 令和6年能登半島地震の災害対応検証でも、避難所に必要な資機材の不足や、備蓄物資の輸送の遅れなどの課題がありまして、改善の大きな柱の一つに官民連携を位置づけております。限られた人員予算の中では、避難所運営など全てを県、市町村の自治体が担うことに限界がありますので、民間事業者の得意分野を生かした迅速な支援をいただけるよう、今年度はTKBS資機材の提供など、民間事業者との災害時応援協定を相次いで締結しているところでございます。

新年度には、民間事業者における災害対応車両の導入費を支援する新たな補助制度を設けることとしております。この対象につきましては、国の災害対応車両登録制度の基準に適合する車両を対象としておりまして、具体的には、男性用小便器以外の便器が2つ以上で、快適トイレ仕様のトイレカー、温冷環境に配慮した食事提供が可能なキッチンカーなどを予定しております。

補助要件といたしましては、県と災害時応援協定を既に

締結されている、または今後締結する見込みである、または、平時には地域の防災訓練等に参加していただく、そういったことも要件といたしまして、支援の実効性の確保も図っていきたいと考えております。

災害時には、県が被災者、自治体のニーズを把握、調整の上、この締結いたします災害時応援協定に基づきまして、県が民間事業者の方々に要請を行うといったようなスキームで考えております。こうしたことで、速やかに被災地への災害対応車両を派遣する仕組みになると考えております。

こうした取組を通じまして、ウィン・ウィンの関係の下で官民連携による支援体制の強化、避難所の生活環境の改善を図っていきたいと考えております。

井加田委員 国の基準に適合するというところで、具体的にトイレとキッチンカーを予定しているということは理解できました。災害時の応援協定を結んでいるということをお聞きいたしました。

もう一つ、県内、先ほど水循環型シャワーを4台購入されるのです。それで、今ほどの事業で新たに6台購入されて10台になるのですが、このキッチン資機材も、8セットは既に準備はされているんですけども、この配置についても、どのように県内の市町村を含めて配置を考慮されますか。これからですか。どのような状況でしょうか。

山口防災課長 御質問の、新年度に整備いたします水循環型シャワーにつきましては、市町村の御意向などを踏まえながらバランスを考慮いたしまして、やはり指定避難所にまた配置させていただけたらと考えております。

実際に組立ても、使用ができることも考えまして、去る1月には、市町村の担当者向けの水循環型シャワーの取扱い説明会も開催いたしました。また、県民の方々には県政

番組などで、避難所の衛生管理、避難所の心身の負担の軽減、災害関連死の抑止の観点からも、水循環型シャワー、こういったものの備えの重要性をお伝えすることとしております。

こうした水循環型シャワーにつきましては、県総合防災訓練、地域の自主防災組織の訓練、また防災イベントでの展示、体験も活用いたしまして、地域の方々への防災への関心を高めていただくことにも活用したいと思っております。

井加田委員 県がしっかり、それぞれの指定避難所になるのか、それぞれの市町村の避難所にするのか整理を進めていただいているということでお聞きいたしました。

それで、いわゆるこれも今日の説明にあったんですけれども、災害時物流拠点整備事業が、これは2月24日に決まったということなので今日の説明に入っているんですけれども、少しこの全体像がよく見えないんですけれども、民間の倉庫を借りる予算は今日計上されていますので、国による北陸地域のプッシュ型支援物資の災害備蓄拠点が、富山市に設置をされるということなんですけれども、本来、それぞれ発災時の避難生活にすぐ必要となるもので、調達に時間を要する物資について、あらかじめ一定量を備蓄するという趣旨で配置されると理解しています。この北陸3県、北陸地域の分散備蓄拠点という位置づけなんですね。北陸3県に加えて、新潟とか日本海側を広くカバーできる、いろいろ交通インフラがいい、県の防災危機管理センターの機能が充実していること、国との連携が確保できるというのが選定された理由と書いてございました。

先ほども申し上げたとおり、県内でも今一生懸命、そういう拠点づくりで議論は進んでいるんですけれども、北陸地域による国の分散備蓄拠点ということの、何かあまり具

体的な全体像が見えてこない。質問もありましたけれども、県と、これから協定締結後に順次、県が借り上げる民間倉庫にその物資を納入するという方向になっています。これも、分散備蓄整備の中身を見てみましたら、これは1地域当たりですから、北陸に3県を見渡して、1地域当たりに、例えば段ボールベッドは500、簡易ベッドが500、パーテーションは1,000個、簡易トイレは15台、入浴資機材5セット、キッチン資機材5セットということで、TKBSの整備になるんですけれども、県が保管するところに今順次納入されますという中身までしか分からないんですけれども、国の分散備蓄拠点の管理の責任主体というのとはどこのかということと、それは国と契約した民間倉庫となるのか、あるいは、民間倉庫自体が、例えば災害時において、他県では熊本地震のときの例があるんですけれども、全国からの地域の支援物資の保管施設としても使用されたという実績があります。そんなことも含めて、国拠点の備蓄災害拠点というのが、どのような機能になるのかということが少し見えにくいなと思っています。

そこで、災害時の枠組み、今現在、県の物資拠点との連携など、先にお聞きしていたのですけれども、この国のプッシュ型支援物資というのは、どのような指示系統の下で、現実が必要となったときに実施されることになるのかということ、少しまだ見えてこない部分もありますので、どのようにお考えなのか、防災危機管理局長にお伺いしたいと思います。

中林危機管理局長 御案内のとおり、新たな国の北陸地域の分散備蓄拠点を本県に設置する旨の発表がありました。県による民間事業者の倉庫の借上げとなりますが、県民にとっては、何より地理的なアドバンテージの下、調達には時間のかかる入浴資機材等が迅速に県内の避難所等に届き、

生活環境の早期改善、災害関連死の抑止にもつながることは大きなメリットであると考えております。

この分散備蓄拠点に関して、夏頃に国と備蓄保管の協定を締結予定ですが、県の役割は、拠点となる施設の無償提供を行うものであり、物資の所有者として管理は国が担うものと理解しております。

また、災害対策基本法に基づき、大規模災害時に被災地から要請を待たずに、この分散備蓄拠点から救援物資を届けるプッシュ型支援は国の役割であり、被災状況等を勘案しながら、そこからの救援物資の搬出、積載、被災地への輸送などのオペレーションを実施するものと認識しています。

今回の国の決定は、防災庁の誘致について、これまで関係の皆様とスクラムを組んで本県の優位性をアピールし取り組んできたことが功を奏し、北陸3県に新潟県を加えたエリアの中から本県が選ばれたものと考えております。このことをチャンスとして、県民の安全・安心の確保に最大限のメリットが得られるよう国に働きかけるとともに、国との訓練や研修等に積極的に関わり、本県の災害対応力向上に取り組んでまいりたいと考えております。

井加田委員 今、備蓄備品を並べて、国のプッシュ型の制度の全体像が見えないよということを申し上げたんですけれども、無償提供自体に反対するものではないので、やはり国が拠点としてプッシュ型をやるにふさわしい、そういう国による拠点の整備や拡充、新潟や北陸3県を見渡した、単なる備蓄ではなくて、やっぱりそういう拠点が大事なのだと思っております。

ですから、単なる備蓄ということで終わらずに、しっかりその辺の需要を今後の大規模災害を見据えて、全国で強化していくのだと思いますので、ぜひしっかり進めていた

いのか、ちょっと不安があります。ここについて牧山課長に少し説明をしていただきたいと思います。

牧山財政課長 病院事業会計の令和8年度当初予算案を御覧いただいたとおり、赤字予算で組まれてございます。計算をいたしますと、20億を超える赤字を見込むということでございまして、これは、さきの議論の中にもございましたけれども、診療報酬の水準、人件費の増嵩、それから医療資材価格の高騰といった問題が複合して出てきている数字と我々も認識してございます。

額でいきますと、20億というのはなかなか埋まり切らないものではないかと認識をしておりまして、当然、病院の側でも経営努力を継続していかれると我々も認識はしておりますけれども、第一義としては、地域医療を支えていただくということ、それから、それを進めていくに当たって、我々財政当局としましては、キャッシュをきちんと持っていて、日々の診療に支障のないようにするということが大事だと思っております。

ということで、今回補正も含めまして、資金繰りについては万全を期するという方針の下、繰出金は設定しておるところでございしますが、今ほど御指摘いただきましたとおり、来年度どうなるかといった点、結果として赤字になった場合は、法の規定上、繰出金の一定割合を地方交付税で見ただけということとは既定のことではございますので、我々もそれを見込んでおりますけれども、それは決して病院側の経営努力を求めないということではなくて、経営努力の結果、これはなかなか難しいと思っておりますけれども、診療報酬の改定の影響が6月以降に見えてくると聞いていますので、その結果、仮に今見込んでいる赤字が解消されるようになれば、そこは補正等で、今の繰出しについてはまずは見直しを行うという可能性もゼロではございません

けれども、現段階ではなかなか難しいのではないかなと見込んでおりました、今回のような予算を組ませていただいております。

種部委員 分かります。予算特別委員会の質問で申し上げましたけれども、二面性があるって、県というのは、県全体のことを見据えた上で予算を組んでいかなければいけない。それから、赤字を出してでもやらなければいけないことに対して、ちゃんと県民に理由を説明ができるのかというところが大事だと思うんですけども、最初から赤字で組むのであれば、なぜその基本的な部分、医療の質に当たる部分でしっかりと予算を取っていくということが正しいと思うんですけども、それを全て含めても赤字になるから基礎年金拠出の分に国からの拠出を受けるというのは、どうも本体分ではないと見えてくる。

だったら、もっと安心してできるように、基本的な仕事の部分に対してちゃんと積んであげるということは大事だと思いますし、逆に今度は、高度医療については、ほかの医療機関もみんな赤字の中で頑張っているわけですね。これも予算特別委員会のときに申し上げました。ほかの公的医療機関については、もうあつという間にボーナスカットという状況の中で不満が起こっているから、人事の流動性もうまくいかない、様々な運営上の問題が起きている。というのも、県全体の医療を見据えたときには、県に責任がある意味あると思うのです。これ、二面性がある中で説明ができる必要があると思うので、次年度の予算、これに対して今から、キャッシュフローは確かに厳しくて、16億円積んだわけですし、貸付けをしているということも見据えると、相当の額になるということもあります。それから、今回、何とか償還に対する経費を出してくださっているというところで、将来の不安というのはそこで少し取

れるとは思いますが、どう見ても今のままずっと続けることはいかない。このこと——計画性がないということに対しては、やはりもう少し問題を考える必要があると思うので、ここは県庁の自助努力で済む話ではないというところを見据えて考えていただきたいですし、来年の動向もまた注意して見せていただきたいと思います。

少なくとも国からはしっかりと拠出して頂ける形で要望もしていただきたいですし、この50%というのが出されないということになると大変な問題だと思っていますので、そこは県としての主張もしていただきたいと思います。

では、予定していた質問に、移りたいと思います。

今回、県政世論調査の報告書を頂きました。この調査、毎年ずっと定時的にされているものでありますので、これまでのものも含めると、経時的な変化、どのように政策が評価されたかということが分かるような、大変興味のある調査の報告だということで興味深く見ていました。

この中に、やはり県政に対する不満とか要望があるというのは、私たちは身を引き締めて、皆様、何が足りていないのかということを見るというのは、議員も含めて要望をいただいているものだと思います。

この中の県政の要望の上位10項目において、男女の差があります。特に女性の場合、これ、上位の順位というのを取っていらっしゃるんですけども、男性と女性でちょっと中身が違っているということで、女性の場合、上位に、働き盛りの「すべての人が活躍できる環境づくり」というのが入っています。これは同じ項目、全体の中では出てきていないものですが、男性には出ていないものであります。

この項目というのは、年齢別の解析で見ると30から39歳、ちょうど現役で、これから子供を持って、あるいは家庭を持つか、持たないか、今ちゅうちょしているような、そう

いう世代が自分のキャリアを失いたくないという意図も何となく感じるような数字かなと思っています。

これ、県政への要望だけでなく、不満度のところを見ても、やはり上位10位には、女性の場合9位に、働き盛りの全ての人が活躍できるようにしてほしいという、それに対して県政として足りないという不満度が上がっていました。これも同じように、やっぱり30代とか、ちょうど現役世代に当たるところかなと思っています。

細かい数値表も見せていただいたら、女性の活躍とチャレンジへの支援についても、不満とか、どちらかといえば不満という回答ですね。こういうような、やはり富山県って、女性が県外に流出しているのが最大の問題だと言いながら、このあたりについては、どうしても回答にジェンダーギャップがあるんです。これについて、もう少し詳しい分析とか、ちょうど流出して戻ってこない世代への解析というのを、県政に活かしていく必要があると考えるんですけども、この20から40代の男女別の解析において、これらの不満とか要望に関するところについて、ジェンダー差がどうだったのかということ、中川広報課長に伺います。

中川広報課長 県政世論調査の20から40代の男女別解析、ジェンダー差はどうだったのかという御質問にお答えします。

県政世論調査は、県民の皆様が県政についてどのような関心や要望をお持ちであるかを調査し、今後の県政運営の基礎資料とするため、毎年実施しているものでございます。今年度は4,000人に郵送し、2,143人から有効回答を得たところです。

委員、今御紹介にありました、県政への要望として、もっと力を入れてほしいと思う県の施策、1人に上位5つ、どれに力を入れてほしいですかという選択する設問がございましたが、「すべての人が活躍できる環境づくり」を選ん

だ方の割合は、20代では7.7%ですが、30代では16.5%、40代では10.2%、委員御紹介のとおり30代が高い傾向でございます。こちらについては、皆様にお配りしております調査報告書のほうでも御覧いただくことができます。

調査報告書には載っておりませんが、年代に加え、男女別の観点を取り入れたクロス集計というものを、この設問について行いました。20代では男女ともに8%で差はなかったんですけれども、30代では男性が15.5%に対して女性は17.5%、40代では男性が10%に対して女性が11.1%。このように、30代、40代においては、女性のほうが男性と比べて1から2%ほど上回る結果となったことは事実でございます。

ただ、本選択肢を選んだ方の中でのクロス集計でございまして、母数や回答数が少ない中での解析となっておりますことから、この男女差が必ずしも統計的に有意な差と言えるかどうかと言われれば、ちょっとなかなかそう言い切れない部分もあると考えております。

いずれにいたしましても、年齢別で見ますと、やっぱり「すべての人が活躍できる環境づくり」を選択した人というのは30代が高いので、当該世代における関心の高さがうかがえるものであると認識はしております。

種部委員 詳しい解析の結果、ありがとうございます。クロス集計するとどうなるかというのは大変興味がありましたが、確かに数が少ないので、有意差までは出ないというところですけども、県にとっては重大な課題だと思うんですよ、女性の流出。人口に直結する話だと思いますので、こういう定時的な変化ですよね。今年だけではなくて、これから先どうなるのかということが、せっかくいろいろお取り組みいただいていることに対して評価として、県民に見える形で、せっかくいいデータだと思うので、見せてい

ただけるといいかなと思っております。また続けて検討お願いいたします。ありがとうございます。

本当に興味のある経過がたくさんあったんですけれども、政策の不満度の中とか県政の要望の項目、いずれも、男性は上位のほうに「出会いから結婚、妊娠、出産までの切れ目のない支援」というのが入ってくるんですけれども、女性はこれ、ポイント低いんです。結婚とか出会いとかというところのポイントは、女性のほうが概して少ないです。一方で、今、中川課長に言っていたように、働き盛りの人が活躍できる環境づくりとか、男女共同参画とか、子供の教育の質を問う課題とか、こういうものについての不満は圧倒的に女性のほうが高いです。ここに差があって、男性が求めているものと女性の求めているものが随分違うので、そういう意味では、この結婚、出会いというところは、また違う評価の仕方が必要なんだなというふうに思っています。

こういうのは、ジェンダー統計として解析に当たっても、このギャップの要因というのを見える化する、とてもいい材料だと、今申し上げたとおりなんです。こういう、例えば県でもジェンダーギャップ対策課、野村課長、頑張ってくださいっていると思うんですけれども、その要因をいろんなセミナーとかで直接聞き取ったりとか、様々な声というのは聞いていらっしゃるんですが、数値として数で見せるというのは大変説得力があることですし、それ以外にいろんな調査も当然県ではされていると思います。ただ、経時的にずっと、そういう重点的な調査を毎年やるというのは大変負担が大きいので、ある意味、県政世論調査の中で少しその項目を取り入れて、経時的な変化を見ていけるように、一緒にやったらいいのではないかと思います。

例えば、この女性活躍推進の調査、令和3年に県で実施

されています。これも大変、中を見るといろいろ考えさせられるデータなんですけれども、これの中にジェンダーギャップの要因、いろいろ書いてあるんですけれども、これ、毎年やるのはとても大変なことです。県政世論調査の説明の中で、これ、工夫して経時変化を追いかけるように、少し評価の手法を見直すとか検討するというところに取り組んではどうかと思います。荒谷人口未来課長に伺います。

荒谷人口未来課長 県では若年世代の女性の転出超過が続いていますことから、若者や女性の転入、定着の促進に向けて、様々な取組を進めているところでございます。

こうした中で、今ほど御紹介のありましたとおり、今年度の県政世論調査における県政への要望として「すべての人が活躍できる環境づくり」を挙げた回答が、女性では68項目中10位でしたし、年齢別に見ますと、30代では16.5%、順位では5位というようになっておりまして、女性や働き盛りの世代にとっては、働き方改革などの雇用環境の充実といったところが重要であると考えているところでございます。

委員御指摘のように、こうした県政世論調査などの調査経過をしっかりと分析した上で政策に反映し、効果の分析にもつなげていくということが重要と考えております。

来年度の県政世論調査に向けましては、昨年12月に新たな総合計画を策定しましたことから、総合計画の政策分野との整合を図る形で、調査項目の見直しを考えて行いたいと考えております。その際、見直しに当たりましては、若者、女性の転入、定着をはじめとします県政の諸課題に対応する効果的な施策の立案、実施に資するように、委員御指摘の点も踏まえまして、調査結果の経年的な比較といった視点も含めまして、様々な観点から検討を行いまして、

設問や分析手法等を工夫してまいります。

今後とも、県政世論調査ですとか、社会動態に関する様々な調査、統計などを活用しまして、施策の立案や効果の把握に努めまして、若者や女性に選ばれる地域づくりに向けた実効性ある取組につなげてまいりたいと考えております。

種部委員 総合計画については、例えばその進捗状況だとか効果というのを評価するのに、別の調査をこれからする予定はあるのでしょうか。

総合計画、これから実施されていって、それに対して、例えば今おっしゃってくださったような具体的な政策に対して評価をしていくというのは、それぞれの部局でまたそれぞれやっていくということでしょうか。

荒谷人口未来課長 総合計画でも指標はございますので、それに基づく政策評価を実施していきます。

種部委員 ぜひ、各部局がそれぞれ調査するのは大変なことですし、同じ指標でずっと続けてやっていくというのは、多分この県政世論調査、大きいかなというふうに思いますので、その中で今、重点課題の中に挙げていただいている若い女性の県外流出とか、女性の活躍だとか、そういうところというのは、あまり担当部局が深掘りの調査をいっぱいやらなくて済むように、何か共通の指標になるようなものを設けていただけるとよいかなと思います。

ぜひ、次年度の調査をまた楽しみにしておりますし、項目について、また議論を深めていければと思っています。

それでは、この調査の中に福祉、個別の施策に関わる調査というのもやっておられます。ずっと経年的なものもあるんですけども、それぞれのイシューを具体的な個別政策についても調査をされていまして、ウェルビーイングというところを掘り下げる項目がありました。このウェルビ

ーイングという言葉の認知度について問うている質問がありました。県民が、このウェルビーイングという言葉を知っていますか、それはどこで知りましたかというようなことが、この報告書の中に書かれていました。

知っている率は上がってきているというのは、これまでのお取組の成果だと思って受け止めています。ただ一歩進んで、これから先、知っているだけではなくて、本当に個人がウェルビーイングなのかというところに一歩進めていくべきではないかなと思います。目標は、ウェルビーイングを知ることではなくて、県民がウェルビーイングになることなはずだと理解しています。

もうこれ、既に評価されているのかもしれませんし、ウェルビーイングのそれぞれの具体的な要素、そういうものというのを評価されているのかもしれないんですけれどもちょっとこの世論調査から読み取れませんでした。例えば、県民が幸せになったら、恐らく不登校は減るだろうとか、あるいは自殺が減るだろうとか、貧困率が下がるかなとか、それから、様々な深掘り調査の中では、私もいつも注目しているのが全国学力・学習状況調査ですね。あれの中に、子供が将来の夢があると答えた人の割合が出ているんですけれども、これは富山県、将来の夢がないと答えた小学生が増えていたりするんですね。こういうのを見ると、ウェルビーイングとは言えないだろうと思っています。

そして、例えば貧困とかを、子供の生活状況調査というので令和5年だったかな、4年かな、されていたかなと思うんですけれども、この中では、例えば食べ物が買えない、衣服が買えないという経験をしている親子の姿が見えたり、K6という心の状況ですね。貧困家庭において、K6、鬱病に近い状態のスコアは大変高いです。こういうものとかは、ウェルビーイングの直接のアウトカムの指標かなと思

うんですね。

こういうことを客観的な評価をすることと、主観的にウェルビーイングだと感じている人とのギャップを埋めるということに、政策のヒントがあるんじゃないかというふうに思っています。そういう意味で、このウェルビーイングという言葉の認知度を上げるというところから一歩進めて、ウェルビーイングであるかどうかを客観的に評価できる指標を、この中に入れていってはどうかと思います。佐渡ウェルビーイング推進課長に伺います。

佐渡ウェルビーイング推進課長 県では、ウェルビーイングの認知度を把握し、普及に向けた政策に生かすために、県政世論調査において令和3年度から毎年、ウェルビーイングの言葉や意味、知ったきっかけについて聞いているところでもあります。

また、委員御指摘の県民がウェルビーイングであるかどうかにつきましては、幸福の度合いですとか、その要素を可視化するウェルビーイング指標というものを策定しまして、毎年の県民意識調査で、その状況等を把握しているところでもあります。

子供につきましても、令和6年度に子供のウェルビーイング調査というものを実施しまして、その結果についても発表しているところです。

こうした指標を政策形成に生かす取組を進めておりまして、令和6年度当初予算編成から施策設計図を作成しまして、主観指標であるウェルビーイング指標と併せて客観指標も活用しまして、県民のニーズや課題を把握し、施策の立案を行っているところでもあります。

さらに新年度には、新たに策定しました総合計画の12の政策分野ごとに、こうした指標を活用した施策設計図による政策評価の仕組みを導入することとしておりまして、総

合計画に基づくPDCAサイクルを効率的に推進していくこととしております。

今後とも、主観指標に加えまして、客観指標も組み合わせて施策の立案や評価を行うことにより、県民の皆様のウェルビーイングの状況を把握するとともに、その向上を実感していただけるように取り組んでまいりたいと考えております。

種部委員 別に評価をするところがあるので、客観的にウェルビーイングになっているかどうかというのは、別の評価をされているということと理解しました。ですけれども、だとしたら、県政世論調査も、この名前を知っているではなくて、ウェルビーイングだと感じている人のところに一歩進めていってもいいのかなというふうに思います。また改めて、来年の調査に向けて検討していただければと思います。

このウェルビーイングとなじみがいいと思うのがACPです。アドバンス・ケア・プランニング、過去にも質問させていただいたことがあったかというふうに思っていますけれども、人生の最後、どういう質でいくかということととても大事なことで、これ、ウェルビーイングととてもなじみのいい部分だと思っています。

ちょうどこの個別施策の調査に、在宅介護サービスに関する調査があります。これ、見させていただきますと、在宅で介護サービスを受けながら暮らしたいと希望する人が、年齢とともに割合が増えていっています。逆に心配になって病院に運んでくれという人が増えるのかというと、そうではなく、20代、30代は、病院だとか施設ということを考える人が多いんですけれども、80代は在宅を希望する人が増えるんですね。これ、すごく分かりやすいデータだと思って見ておりました。

医療機関とかの人材確保とか質の向上よりも、そちらを望む人が多いんだということで、地域医療構想を進めるときに大きな材料だと思います。県民の意識が変わっていったということが、これ、地域医療構想を進めるとき、在宅訪問系居宅サービスとか、そういうものを増やしていかなければいけないとか、病院ではなくて、住み慣れた地域の地域医療、在宅医療を増やす必要があるとか、こういうことの根拠になると思うんですね。

そういう意味では、単発的な調査とかではなくて、経時的にやっぱり県民の意識を取っているというのが、この世論調査でありますので、この中でウェルビーイングの一環として、ACPに係るもうちょっと踏み込んだもの。今までの調査ですと、在宅がいいのか、病院がいいのかみたいな感じにしか見えないんですけれども、そうではなくて、一歩進んでACPという視点で設問を深掘りしてはどうかというふうに思います。佐渡課長に伺います。

佐渡ウェルビーイング推進課長 委員から御紹介いただきましたACPですけれども、人生の最終段階で、どのような医療やケアを受けるか、家族や医療機関の皆さんと話し合いながら考えるプロセスであると。このACPの考え方に付きましては、家族や職場、地域とつながりながら自分らしく生きるという、本県が目指すウェルビーイングの考え方にも通ずるものがあるというふうに認識しております。

こうしたことを踏まえまして、今年度の県政世論調査におきましては、あなたは、御自身の介護が必要になった場合、どのような生活を望みますかという設問を設けておきまして、その回答によれば、7割弱の方が自宅や住み慣れた地域で生活を続けたいと希望されていると。また、ウェルビーイングに係る県民意識調査においても、「家族は、あなたの意見や価値観を理解、尊重してくれている」です

とか、「困った時や苦しい時に、地域の方は助けてくれると感じている」など、心身の健康ですとか家族との関係、地域とのつながり等に関する設問を設けているところでもあります。

先ほど申し上げたとおり、ACPは、家族や地域とつながりながら自分らしく生きるという、本県の目指すウェルビーイングの考え方に通ずるものがあると認識しておりますけれども、いただいた御提案を踏まえまして、どのような調査でACPの設問を設けることが適当かも含めまして、関係部局と協議してまいりたいと考えております。

種部委員 これから来年度の調査ということだと思いますので、担当部局の中だけではなかなか、多分障害、高齢福祉とか、そこだけに限定した話ではなくて、医療政策全体に関わることでもありつつ、県民がそれをアクセプトしないと進まないというのが医療政策だと思いますので、援護射撃になるような形で、どのように認識が変わったかというのも、ぜひ、この場で深掘りしていただくと助かるかなと思います。

ちょっと設問項目含めて、また御検討いただければと思います。

山本委員 瀧田委員の動画の質問を聞いておりましたして、群馬県庁に視察にお伺いしたとき、御縁がありまして、山本一太知事と小一時間余り、当時の視察メンバーと面談をさせていただいたことが思い出されました。群馬県はメディアプロモーション課というのがあるのですけれども、動画を全部県庁内で撮るのだそうです。スタジオを作って、専門家を育てて、いわゆる外注は一切なし、県庁の中で動画を全部作れるようにしたと。週に1本、知事の動画を配信しているのだそうです。

多分ですけれども、今年度、あるいは来年度、動画を作

るために外注している金額って、結構な金額になっているのではないかと思います。広報全般にそうだと思いますけれども、動画を作るときには、理念がしっかり入らないといい動画にならないし、いい広報にならないと思うのです。そういう意味で言うと、外注にすると結構面倒くさいことが起こると思います。どういう感じで撮ってくださいと、細かく指示をして、それを何回もやり取りしないといけないのだらうと思うのです。山本一太知事は、それを県庁内でやってしまうほうが早いのではないかと。慧眼だったのではないかと思います。

いろいろと参考になる部分もあると思うので、動画での広報を考えるときに、一度勉強してみるのも面白いかと思って聞いておりました。

それでは、特に新年度予算案について質問をさせていただきたいと思います。

高校生と描く「未来共創プロジェクト」事業ということで、100万円の予算が計上されております。高校生と共に未来を創る、プロジェクトするというものでございますけれども、昨年、高岡では「変革祭～市長への挑戦状～」というのがございまして、これは、学生団体 takaoka さんが主体的におやりになられました。まちづくりに積極的に団体がアプローチする姿勢というのは、市民に大きく評価をされて、たくさんの方が来場をされて話題を集めました。

この学生団体 takaoka というのは、実は、例えば、学校の先生がそれを指導してコントロールしているわけでもないし、部活動というわけでもなくて、学生が主体的にこういうことをやりたいというので、自分たちで団体をつくっているというもののなのです。ここに物すごく大きな意味があると思っています。高校生と描く「未来共創プロジェクト」事業をやるときに、当然教育委員会さんと連携しながら

らやられるんでしょうけれども、こうした学生団体の皆さん方にも参加協力を求めて、より幅広い活動、事業に展開してほしいと思うのですけれども、初田総合計画課長の御意見をお聞きしたいと思えます。

初田総合計画課長 高校生と描く「未来共創プロジェクト」事業については、次代を担う高校生に総合計画の普及を図るため、県内高校において、富山の未来や、その実現に向けて、自分にできることを考えるワークショップをモデル的に実施しまして、その手法を横展開することとしているものです。

具体的には、2から3校程度の高校に出向きまして、総合計画をテーマに、生徒自身が富山の未来を自分事として考え、そして行動につなげていくためのワークショップを実施し、その手法や成果をマニュアルとしてまとめまして授業等で活用できるように、県内の高校等に展開していくことを想定しておりまして、現在準備を進めているところであります。

委員からありました学生団体takaokaさんとの連携についてですが、自主的に地域課題の解決や町の活性化に取り組むなど、多様な活動を行う高校生の参画が得られることから、学校の枠を超えた接点生まれ、そして総合計画の普及に向けた新たなアイデアをいただくことも期待されます。こうしたことから、県内高校での実施に加えまして、学生団体とどのような形で連携ができるか、団体側の御意見もお聞きしながら検討したいと考えてございます。

山本委員 学生団体のメンバーの皆様方、大変意識が高うございますので、いろいろといい効果も生まれると思えますので、よろしくお聞きしたいと思えます。

続きまして、デジタルノマド受入れということで、400万円の計上がなされております。デジタルノマドというの

は一体何ぞやというところからなのですけれども、要するに、住むところを定めなくて、パソコン一つ持ってあちこち転々としていく、自分の思うところに行って思うような仕事をするという、そういう働き方、ノマディックな働き方、ネット上ではそういう書かれ方がしてあります。そういう生き方ができる人たち、あるいはしたい人たちのためにセミナーがあったり、ネット上でこういうふうにやったらいいよというアドバイスのページがあったり、そういう意味でいうと、一定程度、いろいろな意味で注目される方々なのだろうと思います。

このデジタルノマド人材ですけれども、定住にそもそも結びつきにくい働き方を好む性格の人材でなかろうかと思っています。あえて今、こういう人材を受け入れるためにいろいろやるというようなことについては、どうしてそうなのだろうと率直に疑問を生じるわけでございます。こうした人材を受け入れていくメリットは一体何で、かつ、どのような配慮を持ってこの事業を進めなくてはいけないと、要するにリスクの部分をどう捉えているのか、横山成長戦略課長にお聞きしたいと思います。

横山成長戦略課長 このデジタルノマドについては、主に海外から来られる方を対象としています。

デジタルノマドについては、デジタル技術を活用して、場所に縛られずに働く人々を指すと。観光庁によりますと、長期滞在による高い消費額をもたらし、また、年収1,000万円以上の方が多いため、ビジネスインバウンドとして、日本企業とのビジネスマッチングや対日投資拡大の可能性も期待されるとされています。同庁の資料では、2021年時点で世界で3,500万人、市場規模は110兆円と推計されるとのデータも紹介されております。

その上で、富山県としてデジタルノマドを受け入れるメ

リットとしましては、例えば数週間に及ぶ宿泊飲食やアクティビティなどによる経済効果が見込まれるほか、デジタルノマドは地域コミュニティへの参加意識が非常に高く、様々なスキルを持つことから、地域活性化への寄与や、ビジネスマッチングによるイノベーションの創出につながる事が期待されます。

例えば、近いところで石川県では、今年度、地元企業とデジタルノマドがコラボしたお菓子の商品開発なども行われております。その他、富山空港の需要喚起や関係人口づくりへの寄与も期待されます。

デジタルノマドの受入れに当たっては、インターネット環境が充実したコワーキングスペースや、外国人向けの長期滞在可能な宿泊施設などのハード面に加えまして、外国語対応できるコーディネーター等の育成、アクティビティの造成などのソフト面の充実も必要と考えております。このため、新年度は受入れに当たってのノウハウ等の共有など、機運を醸成するためのセミナーを開催するとともに、本県における受入れのリソースや強みなどを調査し、今後の取組について検討してまいります。

山本委員 そうしますと、外国人のデジタルノマド人材を、富山県に来てほしいという意味で取組を進めるという認識でよろしいのでしょうか。

横山成長戦略課長 そのとおりです。県内については、今までワーケーションやテレワークの推進、日本国内からの呼び込みというのをやっておりましたけれども、デジタルノマドの海外の方々を呼び込むということはこれまでやっておりませんので、来年度は、そこに向けて取組もうと思っております。

山本委員 では、ノマドというのはどういう意味かということとをちょっと調べると、遊牧民、あるいは放浪者という意

味があると。

昔の映画で恐縮ですが、実写化された「赤毛のアン」の中で、アンが毛染めの薬を買うんですね。髪の毛が黒くなると言われて買ったのに、緑になるというくだけりですけども、このときにマリラが言うのは、「知らない人から物を買って、あなた、だからこうなったのよ」とたしなめます。要するに、知らない人から物を買うということが非常に危ないという文化がもともとある。

それは、ノマドとロマという民族が語源的にどうなのか調べたことはありませんけれども、非常に親和性が高い、ものだと思っていて、定住するところがないというのは危険な要素も非常に何か高い部分があって、デジタルがつくと何となくぴかぴかで、ライフスタイルを選べる、ああいう生き方はよいなと憧れるかもしれないけれども、危険な要素もはらんでいる気がしています。十分に気をつけて、成果が上がるように事業を執行していただきたいなと思います。

問3でございますが、令和8年度の予算案の中で、総務費が昨年に比べまして118億9,900万円、41%増加をいたしております。令和6年度から令和7年度にかけても12.1%増加をいたしまして、この近年の増加傾向、特に今年41%も増加しているのです、この理由は何かということ率直に、牧山財政課長にお聞きしたいと思います。

牧山財政課長 まず、お尋ねの令和8年度当初予算案で総務費が伸びている点でございますけれども、こちらの要因といたしましては、まず、老朽化いたしました公用施設を計画的、安定的に改修、整備するための、本定例会に設置条例案を提案させていただいております公用施設総合管理基金、この積立てがまず63.5億円ございます。また、過去に発行いたしました臨時財政対策債、こちらの元利償還金に

対しまして地方交付税措置が一部、令和8年度に前倒しをされることとなりました。こちらの対応ということで、県債管理基金へ40億円を積立てをいたします。さらに、再構築実施計画に基づいて実施をいたします城端線・氷見線、こちらの利便性・快適性の向上を図りますための施設整備等への支援、こちらも総務費の計上になってまいります。こちらの支援が、事業の進捗等に伴いまして31億円、前年比で増加する。こういったものが、まずは令和7年度から8年度にかけての増加要因となっております。

あと、もう一つ令和6年度から令和7年度の伸びでございますけれども、こちらに関しましては、まず定年年齢が段階的に引き上げられることに伴いまして、令和8年度に2年分の定年退職者が発生する仕組みとなっております。この財政負担を平準化するために、定年退職が発生しない令和7年度に、退職手当基金に24億円を積立てをいたします。こちらは、積立てのときには総務費となります。退職手当ですので、出るときには人件費なんですけれども、備えのために積むときには総務費計上になるということで、これが令和6年度から令和7年度への一つの大きな変化点となっております。

あわせて、令和7年度につきましては参議院議員選挙費が5.7億円。こちらと、あと5年おきに実施されます国勢調査費、こちらが5.7億円計上されているということなどによって、それぞれ総務費が増嵩しているということでございます。

あと、すみません。先ほどの種部委員への答弁の際の補足なんですけれども、20億円とざっくり申し上げたんですが、令和7年度の2月補正後現計の段階で損益ですが、22.4億円の赤字の見込みです。令和8年度当初では28億5,000万円の赤字ということで見込んでおります。先ほど

申し上げた大筋とは変わりはありませんけれども、やはり構造的な赤字ということで、なかなか解消は難しいと思っておりますが、先ほどの御指摘も踏まえて、財政当局としても適時適切に対応してまいりたいと考えております。

山本委員 そうすると、事業費として支出に回っていくのは、城端線・氷見線の再構築事業と、基金の積立てと積替えと認識しておいてよろしいということでございますよね。

牧山財政課長 お見込みのとおりでございます。

山本委員 今ほどありましたけれども、公用施設総合管理基金ということで、新たに63.5億を積み足されるということでございます。これは、元気とやま未来創造基金を廃止して、新たに公用施設総合管理基金として積み立てるということでございます。この元気とやま未来創造基金というのは、石井県政下での新総合計画——元気とやま創造計画に基づいてつくられた基金ということでございます。新しい総合計画が策定されました今現在、これを廃止して新しい基金として積み直すというのは、当然そうなる流れだろうと理解をいたしますが、この元気とやま未来創造基金がこれまで果たしてきた役割と、改めて施設総合管理基金が果たす役割について、お聞きをしたいと思っております。

掃本経営管理部次長 本県では、総合庁舎、あるいは厚生センターといった公用施設の老朽化が進行しております。また、今後の人口減少に伴う施設需要の変化も見込まれます。

一方で、公用施設は、国の補助金や財政措置のある有利な財源がないということで、財政面での課題があるところです。

こうしたことから、将来的な財政負担を見据えまして、計画的な改修整備等、公用施設を総合的に管理していくための必要な財源を確保するため、新たに基金を設置することといたしました。また、改修整備等には多額の経費が必

要と想定されますことから、元気とやま未来創造基金を廃止し、その保有財源を活用することとしたところです。

元気とやま未来創造基金でございますが、地域経済の活性化や文化振興などの施策の推進を目的に、平成24年度に設置いたしました。これまで主に県立大学、日本橋とやま館、富山県美術館等の施設整備に主に財源として活用してまいりました。これまで活力ある地域社会の実現のため、一定の役割を果たしたと考えております。

また、この基金の原資につきましては、これまでの行財政改革の取組——県有地の売却や行政財産の貸付けなどからの歳入を積み立てることによって捻出した財源としてございます。今、新しい公用施設の管理基金をつくりますが、この基金につきましても、持続可能な行政サービスの提供に必要な公用施設の改修整備ということから、もともとの基金原資の性質と合致する目的に、用途をより明確化したところでございます。

昨年末に策定しました総合計画におきましても、公用施設を含めた公共施設のマネジメントの推進が新たに盛り込まれたところでございます。

今後、行政を取り巻く情勢の変化等も見極めつつ、公用施設の改修整備のさらなる財源確保に努めながら、本基金を有効に活用していきたいと考えております。

山本委員 元気とやま未来創造基金は、どちらかというところ県政に開かれたオープンなイメージでつくられてきたものだと思います。今お話を聞いていて、まさにそうだったと思います。それが内向きの公用施設の老朽化対策や維持存続のために使うということで、内向きのものになっていくと、一つの時代の変化かなと聞いておりました。しっかり持続可能なものになるように努めていただきますようお願いをしたいと思います。

次は、県庁周辺エリアマネジメント推進事業についてでございます。新年度予算案で700万円を計上されてございました。今年度は、同じ県庁周辺エリアマネジメント事業ということで、1,850万円が昨年の当初予算に計上されてきたものでございます。令和5年度は、県庁前周辺県有地有効活用検討事業ということで1,950万円計上されております。有効活用をどうしていくかと検討しましょうというのが令和5年、令和6年度は、県庁周辺県有地等有効活用基本構想の検討ということで、2,500万円が計上されて、実際の基本構想をみんなで考えていこうということでございました。それでできてきたものに対して、実際にマネジメントしていきましょうというので、今年度1,850万円が来年度700万円という流れだろうと思いますが、全体として、この4年間で5,000万円以上の投資をしていくことになるわけでございます。

大事な大事な県庁周辺エリアの活性化、有効活用でございますので、意気込むのは大変よく分かりますけれども、予算をかけた以上、それなりの成果が求められると思います。これまでの事業の進捗状況について、あるいは成果について、そして新年度どう展開していくのか、お聞きしたいと思います。

武脇民間活力導入・財産活用課長 県庁周辺エリアは、富山駅周辺と総曲輪などの中心商店街区の中間に位置しまして、神通川の廃川地でのまちづくりの歴史や、松川べりなど水と緑の自然資源に恵まれたポテンシャルの高い場所にもかかわらず、歩行者の流れが少なく、にぎわいに欠ける状況が続いてまいりました。

そこで、県では令和5年度より、県、富山市の若手職員や大学生によるワークショップを通じて、このエリアの現状と課題を把握し、3つのありたい姿を整理しました。1

つは憩いと楽しみの空間形成、2つは周辺エリアとの回遊性の向上、3つは県全域に付加価値を届けるというものでございます。

続く令和6年度にはアイデアコンペを開催いたしまして、全国から64本もの多くの提案をいただきました。また、主体的に活動できるプレイヤーの発掘、育成を目指して、NHK跡地の暫定活用、これも今までの実績では延べ17本のイベント、そして来場者は6万3,000人に上ります。そういったものを開始して、今でも継続しておりますが、そこにおきまして多様な方々との共創プロジェクトを実施してまいりました。それらの成果は、令和6年度末に「県庁周辺エリアコンセプトブック」としてまとめさせていただきました。

令和7年度、今年度ですが、県庁周辺県有地等の有効活用に関する検討会というものを設置しまして、有識者の御意見や、県民等からのパブリックコメント、オンライン広聴、意見の件数でいいますと200件をいただきまして、そして今月中に基本構想を策定する予定でございます。

来年度——新年度でございますけれども、この基本構想に基づきまして、令和5年度から継続しております庁内プロジェクトチームというものがございまして、そこを中心に、1つは県庁舎の在り方の検討、2つは構想に基づく魅力的な空間づくり、3つはエリアマネジメントというものに取り組むこととしております。

引き続き、多様な方々とコミュニケーションを重ねながら、県全域に効果を波及する仕掛けも念頭に置いて、県庁周辺エリアの活性につなげてまいります。

山本委員 県内全体に効果が波及するとは、どういうことをイメージしておられるか、ちょっとお聞かせください。

武脇民間活力導入・財産活用課長 3つのありたい姿に、県

全域に付加価値を届けるという言葉が出てくるのですが、具体的なイメージで、個人的な意見も踏まえて申し上げますと、例えば伝統工芸品を県庁周辺エリアに置くことで、例えば富山に駅から降りてここまで来た人が「富山ってこんなものがあるんだね」みたいなことを知って、その次のアクションを起こすなど、例えばイメージで言うともういうことを考えております。

山本委員 にぎわい創出やまちづくりは、基本的には市町村のやる仕事ではないですか。そこへ県庁がぐいぐいと乗っかっているわけですが、この事業は。私から見ると、県庁周辺だからという理由で。それでは、高岡や魚津や黒部でこういったまちづくり事業をやってくれますか。市と組んで、6,000万円の予算を突っ込んで、3年間でまちづくりをやりたい、にぎわい創出をやりたい。富山市がやるべきことを、県庁の近くだからだということで県が乗っかっていると見えているのです。ごめんなさい、ちょっとひがみ根性で言っていますけれども。

だから、まちづくりをやるエリアマネジメントについて、だから最後にちょっと県内全体への効果を聞いたのです。県内全体に及ぶことを、考えていないと問題だと思ったり、当然ちょっとは気にしているのかなと思って、心配しています。繰り返しになります。富山市のまちづくりに県が前のめりになっているんじゃないかという印象さえ受けるので、上手に、それはなぜなのかということの説明もされないといけないと思いますし、大事なところだと思います。大事なところだと思いますので、変な雑音が起きないようにしっかり頑張っていたきたいし、高岡から見ていると、高岡もやってくれたらいいのにと率直に思ったりすると思う、ちょっと愚痴も一つ言って質問にさせていただきたい。これは意見ですので、これで質問を終わりたいと思

ます。

委員長、このまま引き続き質問します。

当委員会に出席の部局長のうち、2名の方が今年度末にて退職をされるということでございます。私から、お二方にそれぞれ一言御挨拶をいただけるように質問をさせていただきたいと思っておりますし、また、いろいろなお話を聞かせていただければ、今後のためにも大変うれしいことだろうと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

最初に、波能会計管理者・出納局長でございます。

令和6年4月、出納局次長・出納課長から会計管理者・出納局長として着任をされました。在任中は、明るい人柄と、情報政策分野はじめ豊富な経験なども生かされて、公金の適正かつ効率的な管理、運用、出納事務の的確な執行とともに、行政手続の電子申請・電子納付の利用拡大や、収入証紙制度の廃止によるペーパーレス化など、会計事務のDX化に大変御尽力をされたということでございます。

私がまだ若手議員と呼ばれていた頃、富山県庁の女性活躍を、トップに立ってぐいぐいと活躍されて、その道を開いていかれた、もはや伝説と言ってもいいと思っておりますが、須河弘美さんといわれる部長さんがおられました。富山県庁初の女性部長に就任をされて、まさにパイオニアだったと思っております。同世代に上田順子さんという先輩もいらっしゃいました。切れ味が鋭過ぎて、質問して、逆にぱしっとやられるのではないかと思っ、こちらも一生懸命勉強して質問をしたことを覚えています。県庁にとっても県議会にとっても、大変緊張感をもたらし、いい効果をもたらした先輩方だったと思っております。

このお二方は、大変お酒も強うございました。波能局長におかれましては、この系譜を色濃く引き継いで、後に続く女性のために活躍してこられたと思っておりますし、お酒が強

いのも伝統的に引き継いでおられるのではないかと認識をいたしております。今後とも健康に留意されまして、引き続き富山県発展のために御指導、御鞭撻賜りたいわけでございますけれども、一言いただくと大変ありがたく思います。

波能会計管理者 今ほどは過分なお言葉を賜り、誠にありがとうございます。また、このような発言の機会をいただき、心より感謝申し上げます。

私は、36年前、平成2年——1990年4月に採用されました。県庁生活の最後に、このような機会をいただくことになるとは夢にも思っておりませんでした。

平成2年と申しますと、男女雇用機会均等法施行から4年、バブル真ただ中で、行政職の大卒女性の採用が増え始めた頃です。私の同期は50人中、女性は9人でした。4月1日に「今年も新記録を更新しました」と、若干迷惑そうに言われたことをよく覚えております。

当時は県庁にも、まだ男性向きの仕事、女性向けの仕事という思い込みが根強く残っている時代でした。そうした中で活躍される女性、先ほどもおっしゃいました須河さんや上田さんがいらっしゃるが、いわゆるスーパーウーマンで、私とは別世界の人と思えて、自分がそのような立場になるとは、もう全く思っておりませんでした。

しかしながら、2003年に国が女性登用の目標を掲げたことで、一部のスーパーウーマンだけでなく、より多くの女性が役割を担うべきという認識が広がっていったんです。入庁から15年余り、庶務など定型的な業務を担当してきた私も、2007年に登用の機会をいただきました。当然、経験も知識も自信もありません。先輩女性はスーパーウーマンばかりで、ロールモデルというにはおこがまし過ぎる。ですが、ここで私がためらうと、後に続く女性職員のチャン

スを狭めてしまうのではないかと、そう考えまして、チャンスの女神は前髪しかないという言葉信じて、やらずに後悔するよりはやって後悔しようと、自分に言い聞かせました。

その後は、本当に上司、先輩、同僚の皆様を支えていただきました。私の経験不足を補うために勉強会を開いてくださり、日々の業務や飲み会など、様々な場面で多くの助言をいただきました。時には厳しく、時には励まされて、今日まで何とか務めてこられたのは皆様のおかげです。心から感謝しております。

スーパーウーマンでなくても、普通の女性でも務まる姿を見せることも意味があるはず、普通の女性のロールモデルも必要だろうと、そう開き直って一歩ずつ進んでまいりました。特別な人でなくても、一歩を踏み出すことで次につながる、そう感じてくれる職員が一人でもいてくれたら、これ以上うれしいことはありません。

2020年に出納局に配属されてからは、大きな時代の変化に直面することになりました。コロナ禍を機に、これまでなかなか進まなかったペーパーレス化やキャッシュレス化が一気に広まり、県でも、長年変わることのなかった仕組みの見直しに正面から取り組むことになったのです。昭和62年に電算化した財務会計のペーパーレス化、昭和39年から続いた収入証紙の廃止、昭和29年以来の旅費法改正への対応など、いずれも難しい課題ばかりでしたが、職員の皆さんと知恵を出し合い、一つ一つ課題をクリアしてこられたことは、私にとって大変貴重な経験となりました。

これまで、自分には管理職として必要な経験が足りないと思うことも多々ありましたが、最後の最後に、無駄な経験は一つもないと教えていただいたように思います。

今では、県の女性管理職比率も20%を超え、男性の育休

取得も増えるなど、時代は大きく変わりました。ここに至るまで、自分もほんの僅かでも力になれていたなら、うれしく思います。私はこれで退職となりますが、これまでの経験を生かし、今後も微力ながらお役に立てればと考えております。

終わりに、経営企画委員会委員の皆様、職員の皆様に、改めて心よりお礼を申し上げます。長い間、本当にありがとうございました。

山本委員 それでは続きまして、水落監査委員会事務局長についてでございます。

令和7年4月に理事・教育次長から監査委員事務局長として着任をされました。手元の資料には、在任中は円満なお人柄と書いてございますけれども、私のイメージは、大変いつも厳しい表情をなさっている、そういうイメージがございまして、笑われると大変かわいいのですけれども、そういう意味で言うと、教育次長や監査委員事務局長といった、非常に特殊で、気の張る仕事がそうさせてきたのだろうと思います。

豊富な経験を生かされまして、各室課、出先機関などを対象とした定期監査、財政的援助団体に対する監査などを適切に実施されまして、県の適正な事務執行の確保のために大変な努力をされてきたとっております。

これから、ちょっと肩の荷を下ろして穏やかにお過ごしただいて、引き続き富山県の発展のために御尽力賜ればありがたいと思います。一言いただけますようお願いいたします。

水落監査委員事務局長 まずは、こうした場を設けていただいた委員の皆様には感謝を申し上げたいと思います。それから今、山本委員から過分な言葉をいただきまして、本当にありがとうございました。

私がこの委員会で答弁席に立つのは、今日が最初で多分最後だと思っております。私は、昭和63年に県職員として採用されて以来、38年間にわたり、本当にいろいろな職場を経験させていただきました。それを一つずつ語っていると、いつまでたっても終わらないので、1つだけ、印象に残っていることをお話しさせていただきたいと思います。

40歳代半ばに砺波市の企画総務部長として出向したことがあります。それまで20年以上、県の公務員としていろいろ経験を積んできたはずなのですが、より住民に身近な市役所という場で仕事をするということが、肌感覚で公務員というものを体感できた、非常に貴重な経験だったと思います。その後の私の公務員生活に本当に大きな影響も与えた時期だったと思います。

そして、それまでゴールデンウィークというのは、家族とどこかへ遊びに行くというのを考える時期だったのですが、砺波市役所では、市の一大イベントでありますチューリップフェアが開催されるということで、その運営を滞りなくやるということに対して、市の職員が総出でかかってやっているというところを強烈に記憶に残っているところでございます。

その後、県へ戻りましてからは、国際観光担当課長ということで、北陸新幹線が金沢まで開業した年に、全世界からインバウンド観光客をどうやって集めてくるかということをいろいろ考えていました。一夜にして、視点が本当に身近な住民のところから全世界に変わったという、それも非常に面白く感じたところでもございました。

それ以降、文化、スポーツ、教育と、新たな業務に次々と取り組んでまいりましたけれども、最後は県全体の仕事を見渡す、現在の監査委員事務局で一区切りを迎えることになりました。

この38年間は、つらいこと、楽しいこと、本当にいろいろありました。大過なくこの日を迎えることができたのは、諸先輩方が導いてくれたこと、それから、支え合ってきた同僚、バックアップしてくれた家族もあってのこととっております。

それから、委員の皆様方にも、この委員会だけではなくて、ほかの委員会でもいろいろと接触させていただいたと思っております。皆さんに感謝申し上げまして、簡単ではありませんけれども、退任の御挨拶とさせていただきたいと思っております。

長年本当にありがとうございました。

八嶋委員長 ほかにありませんか。——ないようでありますので、これをもって質疑・質問を終わります。

2 請願・陳情の審査

八嶋委員長 次に、請願・陳情の審査に入ります。

陳情は5件付託されておりますので、当局から説明願います。

水上学術振興課長 それでは、陳情事項第1号の1について御説明いたします。

まず、陳情事項1.-1です。文科省方針の再検討を国に求めることについて御説明いたします。

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴い、新型コロナウイルス感染症対策推進本部から「マスク着用の考え方の見直し等について」が通知されたことを受けまして、学校におけるマスク着用の考え方について、文部科学省から通知が発出されております。

令和5年5月以降、感染症法上の位置づけに変更はなく、また、病原性が大きく異なる変異株が出現するなどの事情も生じていないことから、取扱いの変更を求める事由はないものと考えております。

次に、陳情事項2.-1です。マスク着用の徹底と誤指導の是正について御説明いたします。

マスク着用の考え方については、令和5年2月に、国の新型コロナウイルス感染症対策本部において、学校の対応として、マスクの着用を求めないことを基本としつつ、児童・生徒や保護者の主体的な判断を尊重し、着脱を強いることのないようにすること、基礎疾患等の様々な事情により感染不安を抱き、引き続きマスクの着用を希望する児童・生徒に対して適切に配慮することなどの方針が示されたところです。

これを踏まえ、県においても私立学校に対し、国が示した方針に沿って適切な対応を行うよう周知しているところです。

次に、陳情事項3.-1、自治体独自のガイドライン策定について御説明いたします。

マスクの着用については、国が定める衛生管理マニュアルにおいて対応が示されているところでありまして、自治体独自のガイドライン策定の必要はないものと考えております。

次に、陳情事項4.-1、換気設備の整備と二酸化炭素濃度の常時監視について御説明いたします。

県では、これまでも、私立学校の感染症対策が適切に行われるよう、保健衛生用品の購入や換気用備品の整備等に係る取組を支援してきております。子供たちが不安を抱かず、安心して学びを続けられるよう、引き続き、私立学校における教育条件整備の支援に努めてまいります。

次に、陳情事項6.-1、学校版段階的対策と警報制度の連動及び陳情事項8.-1、健康影響と家庭負担に関する情報提供の強化について御説明いたします。

県の「学校保健・学校安全関係の手引」では、感染拡大

抑止のため、発生防止の留意点として、児童・生徒の健康状態の異常を早期に発見し措置を講じること、校内の欠席の状況に留意すること、地域での発生や流行状況において把握すること、家庭に対しては、無理に登校させないなどを啓発しておくことなどを示しております。

また、発生時には、健康観察の強化、罹患児童・生徒への出席停止措置のほか、学級、学年、学校全体の欠席状況を確認しつつ、学級・学年閉鎖、臨時休業などの措置を取ること、患者の発生状況を保護者、その他関係方面へ周知を図り、協力を求めることなどを示しております。

県では、私立学校に対し、県の「学校保健・学校安全関係の手引」に沿って、適切な対応を行うよう周知しているところです。

開発人事課長 私からは、陳情第5号「富山県職員の電話対応における所属・氏名の名乗り徹底と適正な人事管理に関する陳情」について御説明いたします。

この陳情は、県職員が電話対応の際に所属や氏名を名のるなどの基本的な対応を徹底すること、また、職員への指導や人事評価、人事管理の適正な運用を求めるものです。

職員は、県民からの相談や問合せに対しまして、丁寧かつ真摯に話を聞き説明を尽くすなど、適切な対応に努める必要があります。

県では、これまでも採用時から、各年代や役職に応じて、公務員倫理や接遇、住民とのコミュニケーションについて学ぶ研修を実施し、職員の接遇マナーなどの向上を図っています。このほか、各職場においても、日頃から上司が職務を通じて部下職員への教育指導に努めています。また、年度当初の訓示や職員研修での講話などを通じて、知事からも機会あるごとに、お客様目線、県民目線の県政が基本であることを職員に伝えていきます。

なお、従来から、電話や来庁者への対応などの日頃の勤務態度も人事評価には含まれています。

引き続き、研修や職場での指導など、様々な機会を通じて、職員の接遇意識の向上と適切な県民への対応の徹底に努めてまいります。

吉井管財課長 私からは、陳情の第6号、7号、9号、3つございます。こちらについて御説明をさせていただきます。

まず、陳情の第6号「富山県庁舎等管理規則に基づく適切な駐車場管理および責任者への意見申出方法の周知に関する陳情」でございます。

この陳情は、富山県庁の構内駐車場の障害者等用の駐車スペースの前に車両が駐車しないように、守衛等による指導の徹底を求めるとともに、県民の声を県に届けるための手段の周知を求めるものであります。

県では、自動車で来庁される車椅子御利用の方ですとか、障害のある方などのために、車の乗り降りをしやすい広さと出入りのしやすさに配慮した障害者等用駐車スペースを、県庁構内に6台分設置しております。路面標示ですとか看板の設置などにより、一般車両用のスペースと明確に区別をしております。

県庁構内の駐車状況につきましては、守衛の構内巡視等により監視をしております。一般車両が障害者等用駐車スペースに駐車していた場合ですとか、一般車両の停車によって、そのスペースの利用に支障が考えられるという場合などには、速やかに移動を促しているところであります。また、駐車場利用者等からの情報提供があった場合も、同様に対応しているところであります。

今後とも、障害者等用駐車スペースが必要としている方々に御利用いただけるよう徹底してまいります。

次に、陳情の第7号「公有地境界管理の適正化」等に係

る陳情に関して御説明をいたします。

この陳情は、全ての県有地について、測量に基づく正確な図面を用いて境界標が設置されていることの確認や、設置されていない場合は、測量を行った上で設置することなどを求めるものであります。

庁舎や施設などの行政財産につきましては、各部局において所管しております、各所属長が取得、管理、処分に関する事務を行っております。財産管理室では、財産の総括担当部署としまして、これまでも公有財産の現状を把握して、適切に管理するよう所管所属に促してきたところであります。

しかし、現状としましては、長年の土地の使用の中で、道路ですとか水路などの改修工事といった際に境界標が失われてしまうということがありますほか、測量法等の改正以前については地積測量図への境界標の記載義務がありませんので、表記がないものがあるという状況もございます。

こうしたことなどから、測量の精度が現在ほどよくなくて、取得時の地積測量図が現在そのまま境界確定に利用し難いという場合もございます。ただ、その図面が無効というわけではなくて、もちろん有効なんですけれども、境界を正確に特定する場合には、別途測量が必要になるというような状況でございます。

境界の管理につきましては、県の財産管理規則に基づく適正な管理の必要性は当然認識はしておりますものの、再測量や境界標の敷設といったことには、多額の費用と時間を要するという事になっております。このため、現状は、行政目的上の必要や緊急性が高い箇所、具体的には、売却や借地権設定を行う土地ですとか、隣接者等と境界で問題が生じているというような土地から優先的に着手することとしまして、順次、境界の確定を進めているところであります。

ます。

なお、監査調書や決算の附属書類である財産に関する調書につきましては、客観的な資料である登記情報等に基づいて適正に算出しているところでありまして、測量の有無が直ちに公会計の正確性を損なうものではないというふうと考えております。

今後とも、県有地の適切な管理に努めてまいります。

3つ目、最後ですけれども、陳情第9号「富山県庁舎内会議室の使用許可の根拠及び庁舎管理規則の適用に関する陳情」に関して御説明いたします。

この陳情は、県が庁舎内の会議室を県職員労働組合に使用させている根拠の明確化を求めるものであります。

庁舎内の会議室の使用に当たりましては、県の庁舎等管理規則に基づいて、管理責任者の承認を受けなければならないというふうにされております。県庁舎は、県の行政事務を執り行うための行政財産でありまして、庁舎内の会議室についても同様であります。このため、県職員や、それに付随する活動、今回、組合の場合ですと労使協議などが想定されますが、こういった活動のために使用されるものでありまして、一般県民等の利用を想定した施設とは性質が異なるものであります。

また、職員労働組合は、単なる外部団体ではなくて、地方公務員法第52条の規定に基づいた、職員の勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する職員団体であります。労働組合による会議室の使用は、職員の勤務環境の改善を通じて、安定した行政サービスを維持向上させるという公務の円滑な運営に直接寄与する活動であると考えられるため、一般県民の使用目的とは異なり、庁舎管理の目的、公務の遂行といったことに合致するものとして承認しているものであります。

なお、庁舎管理規則は、庁舎全体の適正な管理、秩序維持のための一般的な手続を定めるものでありまして、特定の団体の定義ですとか、個別の貸出し条件を逐一規定する性質のものではないと考えております。このため、都度管理責任者において使用の目的を確認して、会議室の貸出しの可否を個別判断するという方法を取っております。

今後とも適正な使用に努めてまいります。

八嶋委員長 ただいま当局から説明を受けましたが、これについて御意見等ありませんか。——ないようでありますので、これをもって陳情の審査を終わります。

3 2月定例会付託案件の審査

八嶋委員長 次に、本定例会において本委員会に付託されました諸案件の審査に入ります。

付託されております諸案件は、お手元にお配りしてある議案付託表のとおりであります。

質疑に入る前に、分割付託案件について、御報告いたします。

本委員会と他の委員会とに分割して付託されている議案第1号、第10号、第11号、第48号、第55号及び報告第1号のほかの委員会における採決は終了しており、全て原案のとおり可決すべきものと決しています。

(1) 質疑

八嶋委員長 これより付託案件についての質疑に入ります。

質疑はありませんか。——ないようでありますので、質疑なしと認めます。

(2) 討論

八嶋委員長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。——ないようでありますので、討論なしと認めます。

(3) 採決

八嶋委員長 これより、それでは付託案件の採決に入ります。

本委員会に付託されました議案第1号令和8年度富山県一般会計予算のうち本委員会所管分ほか23件及び報告第1号地方自治法第179条による専決処分の件のうち本委員会所管分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

八嶋委員長 挙手全員であります。

よって、議案第1号ほか23件及び報告第1号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

4 閉会中継続審査事件の申し出について

八嶋委員長 次に、閉会中継続審査事件の申出の件を議題といたします。

本委員会の閉会中継続審査事件については、お手元にお配りしてある申出案のとおり議長に申し出たいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

八嶋委員長 御異議なしと認めます。

よって、お手元にお配りしてある申出案のとおり議長に申し出ることと決定いたしました。

5 行政視察について

八嶋委員長 次に、閉会中継続審査事件の調査のための行政視察について議題といたします。

県内行政視察については、必要に応じて機動的に実施していきたいと考えており、その実施に当たっての日程調整等については委員長に御一任願いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

八嶋委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

以上で付議事項についての審査を終わります。

この際、ほかに何か御意見はありませんか。——ないようでありますので、これをもって委員会を閉会いたします。

経営企画委員長 八嶋 浩久